

独立行政法人国民生活センター中期目標終了時における
見直しに関する指摘事項等について

平成19年4月27日
内閣府国民生活局

目次

- 独立行政法人通則法(抄) 3
- 独立行政法人の見直しに当たっての基準等 4
- 平成18年度予算執行調査における財務省からの指摘事項 6
- 特殊法人等整理合理化計画において措置すべきとされた事項 7

独立行政法人通則法(抄)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

独立行政法人の見直しにあたっての基準等

1. 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)(抄)

第二節 独立行政法人の見直し

(国の歳出の縮減を図る見地からの見直し)

第十五条 平成十八年度以降に初めて中期目標の期間(独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する中期目標の期間をいう。次条において同じ。)が終了する独立行政法人(日本私立学校振興・共済事業団を含む。以下この節において同じ。)を所管する大臣は、独立行政法人通則法第三十五条第一項(日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する場合を含む。))の規定による検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2. 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)(抄)

2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

(1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

イ 特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直し

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中期目標期間の終了時期が平成18年度以降初めて到来することとなる。これらの法人については、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図る。

ウ その他の公的部門の見直し

① 独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人

(ア) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人について、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費の削減の取組を行うことを中期目標において示すこととする。

(イ) 各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費(注)の削減を行うことを基本とする(日本司法支援センター及び沖縄科学技術研究基盤整備機構を除く。)。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。

各法人の長は、これらの取組を含む中期計画をできる限り早期に策定し、主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削減の進捗状況等を的確に報告するものとする。

(注) 今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。

(ウ) 上記の(イ)の取組を踏まえ運営費交付金等を抑制する。

(参考)

独立行政法人国民生活センター中期目標(抄)(平成15年10月、平成18年3月一部変更)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 一般管理費(退職手当を除く。)について、中期目標の最終年度(平成19年度)における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度(平成14年度)に対して、13%削減する。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

(2) 業務経費については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。

平成18年度予算執行調査における財務省からの指摘事項

今後の改善点・検討の方向性

① 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）

当センター及び地方消費生活センターへの苦情相談が多発・複雑・多様・広域化する中で情報提供の迅速化の確保は重要であり、そのため、平均 50 日となっている現状を大幅に改善する必要がある。

また、システムの刷新にあたっては、システムのライフサイクルコストについて、大幅に圧縮できるようシステム構成全体を見直す必要がある。

なお、見直しに当たっては、当システムと地方消費生活センターの相談員が使用している直接入力機との連携強化を図り情報処理の迅速化に努める必要がある。

② 消費生活情報提供業務

テレビ番組は、3%台で低迷している視聴率や現在の番組内容の現状について、費用対効果の観点から早急に検証する必要がある。

また、発行部数が大幅に減少している月刊誌「たしかな目」と「国民生活」は、改廃を含めその在り方を早急に再検討するとともに、情報提供媒体全体について一から見直し、再構築を図る必要がある。

③ 商品テスト

今後は、商品テストの企画・調査・結果公表の事務に重点化するなど、大幅な外部化を通じ、事業を効率的・効果的に進める必要がある。

そのため、新たなテスト用の施設整備及び高価な測定機器等の更新は基本的に行わないこととし、費用の縮減に努める必要がある。

総括

以上のように、当センターの基幹業務については、さまざまな検証が必要であり、国民のニーズに応えるという観点から、当センターの事業について、改善できるものから早急に見直すとともに、現在、行われている多種多様な事業について再構築を図り、真に必要な事業に思い切った重点化を図る必要がある。

特殊法人等整理合理化計画(平成13年)において措置すべきとされている内容

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月18日閣議決定)(抄)

法人名	事業について講ずべき措置
	組織形態について講ずべき措置
国民生活センター	<p>【消費者情報事業】 ○客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【相談事業】 ○直接相談を段階的に縮小し、最終的には地方公共団体の設置する消費生活センターからの経由相談に特化する。 ○客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【商品テスト事業】 ○商品比較テストは廃止し、人の生命・身体等に重大な影響を及ぼす商品テストに特化する。 ○客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【普及交流事業】 ○客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【国民生活の実態等に係る調査研究】 ○研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>●独立行政法人とする。</p>